「

	リース資産 資産除去債務相当資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。				

」に改める。

別表第四の第1表中

「

火力発電設備						
汽力発電設備						
内燃力発電設備						
新エネルギー等発電設備						

」を

「

」に改める。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部改正）

第三条　原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「の百分の九十に相当する金額」を削る。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「他社購入電源費」の下に「（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要する費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少することによって事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額（以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）を除く。）」を加え、同条第二項第二号中「及び核燃料費」を「、核燃料費及び新エネルギー等燃料費」に改め、同項第八号中「他社購入電源費」の下に「（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）」を加える。

第四条第三項第二号中「平均帳簿価額」の下に「（資産除去債務相当資産を除く。）」を加え、同項第五号中「リース資産」の下に「及び資産除去債務相当資産」を加え、「原子力発電施設解体費のうちの引当金純増額」を「原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額」に改め、「火力燃料貯蔵品」の下に「、新エネルギー等貯蔵品」を加える。

第六条第一項第八号を同項第九号とし、同項第四号から第七号までを1号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の1号を加える。

四　新エネルギー等発電費

第六条第二項中「同項第八号」を「同項第九号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「七部門整理表」を「八部門整理表」に改め、同条第四項中「七部門」を「八部門」に改め、同条第六項中「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び太陽光発電促進付加金相当額」を加え、「及び原子力発電費」を「、原子力発電費及び新エネルギー等発電費」に改め、「により原子力発電費」の下に「及び新エネルギー等発電費」を加え、「及び総原子力発電費」を「、総原子力発電費及び総新エネルギー等発電費」に改める。

第七条第二項中「及び総原子力発電費」を「、総原子力発電費及び総新エネルギー等発電費」に改める。

第八条第二項第二号中「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び太陽光発電促進付加金相当額」を加える。

第十条中「総原子力発電費」の下に「、総新エネルギー等発電費」を加える。

第十九条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第四号から第七号までを1号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の1号を加える。

四　新エネルギー等発電費

第十九条の二第二項中「同項第八号」を「同項第九号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「七部門整理表」を「八部門整理表」に改め、同条第四項中「七部門」を「八部門」に改め、同条第六項中「他社購入電源費」の下に「（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）」を加え、「及び原子力発電費」を「、原子力発電費及び新エネルギー等発電費」に改め、「により原子力発電費」の下に「及び新エネルギー等発電費」を加え、「及び総原子力発電費」を「、総原子力発電費及び総新エネルギー等発電費」に改める。

第十九条の七中「総原子力発電費」の下に「、総新エネルギー等発電費」を加える。

様式第1の第1表中

「

他社購入電源費						＜　＞
他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）						＜　＞

」を

「

						（　）

」に

改め、同表の記載注意中3の次に次のように加える。

4　他社購入電源費の（　）内には、新エネルギー等電源費（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

様式第1の第1表中

「

濃縮関連費						
小　計						
合　計						

」を

「

濃縮関連費						
小　計						
新エネルギー等燃料費						
合　計						

」に、

「

核燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）						

」を

「

核燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）						
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）						
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／kl）						
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）						
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）						

」に、